

別表

1 対象事業者	2 市基準額	3 対象経費
障がい者支援施設事業者、共同生活援助施設事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障がい者等包括支援事業者、障がい児入所施設事業者(※)	国交付要綱に基づき厚生労働大臣が必要と認めた額で、1機器当たりの対象経費は10万円以上30万円以下とする。ただし、「移乗介護」もしくは「入浴支援」いずれかの場面において使用するロボット等については1機器あたり100万円を上限とする。すべての機器の合計額は、障がい者支援施設においては210万円、共同生活援助施設においては150万円、その他事業所においては120万円を限度額とする。購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。	障がい福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）

- ※1 障がい者支援施設事業者とは、法第5条第11項に規定する障害者支援施設を行う者をいう。
- ※2 共同生活援助施設事業者とは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者のうち、法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。
- ※3 居宅介護事業者とは、法第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。
- ※4 重度訪問介護事業者とは、法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。
- ※5 短期入所事業者とは、法第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。
- ※6 重度障がい者等包括支援事業者とは、法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。
- ※7 障がい児入所施設事業者とは、児童福祉法第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。